

意見・質問状
(次期船員保険システムアプリケーション開発等業務一式)

No	仕様書 ・ 委託要領	ページ	該当項目	該当文章	意見・質問等内容	回答内容
1	①②③ 調達仕様書（案） ④ 別添2_想定構築スケジュール	①② 1-6 1-7 ③ 4-15 ④ -	①② 1. 7 ③ 4. 18 ④ -	① 図1. 7-1 次期船員保険システムの構築に係る想定全体スケジュール ・基盤要件提示 ② 表1. 7 2 主要マイルストーン 1. 基盤要件提示 ③ 表 4. 18 1納入成果物及び完成時期 No. 4 基盤に係る要件一覧 ④ 別添2_想定構築スケジュール ・基盤要件提示	【意見・質問】 基盤要件提示において、左記の資料においてスケジュールの整合性がとれていないように見受けられます。整合性のとれた記載に修正をお願いいたします。 なお、船保AP設計開発事業者としてできるだけ正確な情報を記載できるよう、最遅となるタイミング（船員保険システム基盤構築事業者の本調達でAP同様2か月半を見越した場合、12月中旬頃が最遅かと推察します）にてスケジュールを定めていただきたく存じます。 ①R6. 1～R6. 3のスケジュールとなっています ②時期がR5. 12となっています ③納品期日が2023年11月末となっています ④矢羽根としては12月中旬頃を示しているものと見受けられます	記載内容の整合性が取れていなかったため、ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。
2	調達仕様書（案）	1-6	1. 6契約期間	契約締結日から令和9年3月31日までとする。なお、契約締結日から令和8年1月4日まではアプリケーション設計・開発等の役務、令和8年1月5日から令和9年3月31日まではアプリケーション保守等の役務を想定している。	システムサービスイン後の特別警戒期間について具体的な期間をご教示ください。また、特別警戒期間は稼働後の保守期間に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。 システムサービスイン後の特別警戒期間は1ヵ月間を想定しております。1ヶ月のうち前半はオンサイトに常駐、後半はオンコール体制とするものの、1ヶ月を過ぎても一定の障害が残存している場合には一部特別警戒期間に設定した内容を継続する可能性がございます。要件定義書に記載のとおり、システム移行計画において協会と協議の上で具体的な実施内容を策定いただく予定です。
3	調達仕様書（案）	1-6	1. 7	図1. 7 1 次期船員保険システムの構築に係る想定全体スケジュール 表1. 7 2 主要マイルストーン 2. 環境開放	【意見・質問】 R8. 1基盤中期更改が本システムの開発と並走したプロジェクトになると認識しております。本システムにおいては健康保険システム基盤の機能を利用するものが多分にあり、当該プロジェクトと合流ポイントを明確にし、整合性のとれたスケジュールを策定することが必須と考えます。 R8. 1基盤中期更改のスケジュールは検討中と認識をしており、現時点ではご提示が難しいものと推察しております。本調達においては、R8. 1基盤中期更改のスケジュールも含め、スケジュール・マイルストーンのご提示をお願いいたします。 なお、スケジュール提示においては、以下の点を踏まえたものをご提示いただきたく存じます。 ①健康保険システム基盤の更改方針に従い、テストで利用可能な環境が限定されることがある認識のため、AP向け環境開放のマイルストーン等は環境を区分して記載いただきたい ②基盤事業者から船保AP設計開発事業者への開放タイミングの考え方も整理いただきたい（基盤結合が完了してから船保AP設計開発事業者へ環境開放するほうが、各事業者のマシン占有等を考えると望ましい） ③移行関連、運用関連についてもスケジュールをご提示いただきたい	健康保険システムの中期更改との整合性を踏まえて、可能な範囲でスケジュール・マイルストーンを提示するように記載を修正いたします。
4	調達仕様書（案）	1-6	1. 7 作業スケジュール	受託者は自らの開発手法に基づき、最適なスケジュール及び工程を提案すること	記載されているマイルストーンを考慮すると、想定構築スケジュールから変更する余地がないように見受けられます。マイルストーンが必須な理由がありましたら、併せて明記された方がよいと考えます。	ご意見として承りました。
5	調達仕様書（案）	1-6	1. 7 作業スケジュール	図1. 7 1 次期船員保険システムの構築に係る想定全体スケジュール	運用・受入テスト工程の開始時期がアプリケーション開発とシステム基盤で異なっておりますが、システム基盤も含めた（受入テスト環境での）受入テスト開始は10月からの想定で、9月末まではアプリケーション開発単独の受入テスト実施という意味でしょうか。	運用・受入テストは、アプリケーション開発とシステム基盤で同じ期間での実施を想定しており、いずれも令和7年9月の開始を予定しています。
6	調達仕様書（案）	1-6	1. 7 作業スケジュール	全般	基本設計工程や受入テストでは相応のユーザー負荷が想定されますが、レビューやテストを遅滞なく実施頂ける体制組成を別途予定されていますでしょうか。もし、船員保険事務による繁忙期などにより一時的にユーザー側の体力が割けない時期があるようでしたら、スケジュールへも考慮いただくことが望ましいと考えます。	ご意見として承りました。
7	調達仕様書（案）	1-6	図1. 7-1	—	図1. 7-1に現行システム改修が2025年5月頃に結合テスト完了し、次期システムのシステムテストで合わせて確認するというスケジュールに見受けられます。これは、現行システムの改修を次期システムへ取り込みすることもスコープとなるのでしょうか。	図1. 7-1に表現している「現行システム関連改修等」は、現行船員保険システムの改修ではなく、関連する協会内のシステムにおける改修等を示しております。
8	調達仕様書（案）	1-7	1. 7	表1. 7-2 主要マイルストーン	No. 1の「基盤要件提示」について、「時期」が「令和5年12月」となっておりますが、「表4. 18-1納入成果物及び完成時期」では、No. 4の「基盤に係る要件一覧」について、「納品期日」が「2023年11月末」となっています。 「別添2 想定構築スケジュール」のスケジュールと合わせて、記載のご確認をお願いします。	No. 1と同様です。

No	仕様書 ・ 委託要領	ページ	該当項目	該当文章	意見・質問等内容	回答内容
9	調達仕様書（案）	2-1	2調達案件及び関連 調達案件の調達単 位、調達の方式等	全般	AP設計開発事業者は1社で対応の前提で、全要件の実現について提案を求めるものでしょうか？または、業務分類ごとに有用なパッケージ等の組合せ、あるいはパッケージとスクラッチ開発（パッケージと別事業者）の組合せも選択肢として考慮し、対応可能な業務範囲での提案も可能なものでしょうか？	受託事業者の契約の考え方については、委託要領のとおりです。また、必要に応じてパッケージ等の組合せ、パッケージとスクラッチ開発の組合せも含めご提案は可能です。
10	調達仕様書（案）	4-1	4. 作業の実施内容	なお、各委託作業において作成した成果物は、協会のレビュー、承認を受けることとし、システム開発中に疑義が生じた場合や制度改正の解釈等で仕様変更になる場合は、早急に協会と協議し、適宜、協会と調整しながら進めること。	開発期間中に見込んでいなかった制度改正等による仕様変更は、追加要件として別途対応を協議させていただくという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。 見込んでいなかった制度改正等による仕様変更が発生した場合には、別途対応を協議し、必要に応じ変更管理を行います。
11	調達仕様書（案）	4-1	4. 作業の実施内容	その際、受託者の判断により、追加開発があれば、要件定義の内容によらず、受託者が的確に該当事項を把握し、早急に協会と協議し、適宜、協会と調整しながらシステム開発を進めること。	要件定義の内容によらず、受託者の判断で追加開発を判断するとはどのようなケースを想定したのでしょうか？追加開発が必要となりそうな課題を受託者側が検知した場合は、早急に協会と協議することという意味でしょうか？	ご認識の通りです。
12	調達仕様書（案）	4-2	4. 2. 2	本アプリケーションにおいて検知するエラーログ及びアクセスログ等の運用関連ログの仕様及び一覧を作成した上で基盤導入事業者に提示し、基盤導入事業者による基盤設計との整合性確認に協力すること。	【意見・質問】 基本設計工程ではログ容量といった点は固まってくるかと存じますが、基盤事業者が実装できる粒度までの詳細な仕様は確定しないかと推察しております。ログ管理機能のライセンスが容量に依存するものかと思しますので、容量と言った観点で整合性が取れば問題ないでしょうか。 また、基本設計工程だけでなく、詳細設計工程でも基盤事業者との連携が必要になるかと思しますので、詳細設計工程においても、同等の記載をお願いします。	ご認識の通りです。ログ容量について、次期船保基盤事業者への要件の提示をお願いいたします。 詳細設計工程においてもご意見として承りました。
13	調達仕様書（案）	4-2	4. 3	4.3 詳細設計	【意見・質問】 詳細設計工程において、基盤事業者との連携の記載がございません。 船保AP設計開発事業者として必要なOSの設定や通信要件といった情報を船員保険システム基盤構築事業者へ連携したり、健保基盤中期中更事業者へも各機能を利用するための詳細情報の連携が必要かと考えておりますので、その旨は記載いただければと存じます。	ご意見として承りました。
14	調達仕様書（案）	4-3	4. 5	アプリケーションの動作に必要なモジュール等を展開し、テストを実施可能な状態にすること。	【意見・質問】 プログラムを実行するために必要なJavaプラットフォーム等の導入は船員保険システム基盤構築事業者の役務となりますでしょうか。 「別紙4_関係事業者の役割分担概要」に記載されている「船保APの動作に必要なDB等のソフトウェア」にどこまでを含むかの確認となります。現在の記載内容からは船員保険システム基盤構築事業者の役務と読み取っております。	ご認識の通りです。 「別紙4 関係事業者の役割分担概要」に記載のとおり、Javaプラットフォーム等の船員保険アプリケーションが動作するために必要なソフトウェアについて、原則として船員保険システム基盤構築事業者が調達及びインストールを行い、次期船保AP設計開発事業者がインストール後の作業を行うこととします。
15	調達仕様書（案）	4-4	4. 6. 2 (3) 4. 6. 3 (3)	基盤導入事業者が作成する結合テストガイドを参考にすること。 基盤導入事業者が作成するシステムテストガイドを参考にすること。	各テストガイドの配布時期について、明示して頂きますようお願いいたします。 令和6年12月に結合テスト計画書を提出する必要があることから、結合テスト計画書の作成時点で、結合テストガイドが必要となると考えております。したがって、令和6年10月には結合テストガイドをご提供頂けるようご検討願います。 同様に、システムテスト計画書について令和7年3月に提出する必要があることから、令和7年1月にはシステムテストガイドラインをご提供頂けるようご検討願います。	ご意見として承りました。
16	調達仕様書（案）	4-5	4. 6. 4	(3) 図入テスト実施支援 また、別途協会が調達する外部機関による情報セキュリティ診断に協力すること。	【意見・質問】 セキュリティ診断を実施する工程の前倒しをお願いします。 【意図】 セキュリティ上の問題になるため、診断結果への対策は原則必須になると考えております。システムテストの「非機能要件」の確認にて情報セキュリティ要件を満たすことの確認が必要と考えており、下記の観点から可能であればシステムテストの工程まで前倒しできますでしょうか。 ・サービスインまでも期間がなく対策に十分な期間を確保できない懸念がある ・移行リハーサルや先行移行なども並行して実施されていると認識しており、その間にプログラムに変更を入れることはサービスインへのリスクになりうる 【修正案】 対象行の記載箇所を、「4. 6. 3 システムテスト」へ移動する。	ご意見として承りました。 外部機関による脆弱性診断の実施時期は、船員保険システムの刷新と並行して実施される健康保険システムの中期更改のスケジュールも考慮した上で決定されるため、実施時期が変動する可能性がございます。
17	調達仕様書（案）	4-5	4. 6. 4図入テスト	(1) 図入テスト計画書（案）作成 受託者は、協会の実施する受入テストに関して、受託範囲における受入テスト計画書（案）を作成すること	受入テストの成果物として「（案）」の成果物しか定義されておらず、最終的に何に基づいて受入テストを実施する／したのかが不明瞭となる恐れがあります。また、受入テストは要件漏れや矛盾点などを協会視点で確認する側面もあるため、主体は協会側とすることが望ましいと考えます。アプリケーション事業者は案を提示し、協会側の受入テスト成果物作成に協力することが望ましいと考えます。	ご認識の通りです。 ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。
18	調達仕様書（案） 別添3_関係事業者の役割分担	4-5 2	4. 6. 4 No. 53	(1) 図入テスト計画書（案）作成 受託者は、協会の実施する受入テストに関して、受託範囲における受入テスト計画書（案）を作成すること。 受入テスト計画書（案） 「次期船保AP設計開発事業者」が主	【意見・質問】 複数のテスト工程が並走する期間になるため、環境の利用可能等、計画を立てるうえで必要な情報については主体的に提供していく想定しております。そのような対応で認識は正しいでしょうか。 【背景】 R5.1更改時の役務分担では「主」は貴会となっており、上記のような進め方をしたため。 【修正案】 受託者は、協会の実施する受入テストに関して、受託範囲において受入テスト計画書（案）および計画書の作成を支援すること。（または該当箇所の削除） また、役割分担表については「+」になるかと考えております。	ご認識の通りです。 ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。

No	仕様書 ・ 委託要領	ページ	該当項目	該当文章	意見・質問等内容	回答内容
19	調達仕様書（案） 別添3_関係事業者の役割分担	4-5	4. 6. 4	(2) 図入テスト仕様書（案）作成 受託者は、協会の実施する受入テストに関して、受託範囲における受入テスト仕様書（案）を作成すること。	【意見・質問】 システムテストで業務シナリオに沿ったテストを実施する想定であり、仕様書（案）とはその内容を示す想定でおります。その内容に対して貴会でシナリオの作成（追加・削除等）実施いただき、内容の確認であったり、詳細手順が必要な場合は追記するなどの支援を想定しておりますが、認識は正しいでしょうか。	ご認識の通りです。 ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。
		2	No. 54	受入テスト仕様書（案） 「次期船保AP設計開発事業者」が主	【背景】 R5.1更改時の役務分担では「主」は貴会となっております、上記のような進め方をしたため。 【修正案】 受託者は、協会の実施する受入テストに関して、受託範囲において受入テスト仕様書（案）および仕様書の作成を支援すること。（または該当箇所の削除） また、役割分担表については「+」になるかと考えております。	
20	調達仕様書（案）	4-11	4. 10. 3	システムを取り巻く環境の変化に伴う適合保守	【意見・質問】 「システムを取り巻く環境の変化」の意味する範囲を確認させていただきたく存じます。 当該記載について、本調達の保守の中で対応すべき事柄は何になりますでしょうか。 スクラッチ開発となる場合は適合保守を本調達の役務に入れておくと、見積もり内での対応が困難になったり、費用が大きく増加することにつながると考えております。パッケージを採用している範囲における要件と捉えて問題ないでしょうか。 【背景】 「システムを取り巻く環境の変化」として、診療報酬改定やスライド率変更など定期的に発生する変化もあるかと思いますが、それ以外に発生することもあるかと考えています。パッケージであればパッケージ保守範囲にて対応される範囲が多くあると考えますが、スクラッチ開発においては、どの範囲まで本調達で対応すべきか明確にしないと、保守費用の算出が困難と考えます。 【修正案】 パッケージ範囲のみで問題ない場合、パッケージを採用している範囲で適合保守を役務とする旨の記載をお願いします。異なる場合、対応すべき事柄について記載をお願いします。	「システムを取り巻く環境の変化」とは、制度改正等に伴う仕様の変化を表しているのではなく、製品バージョンアップ等に伴う作業等を意図しています。 なお、本調達の保守の中で、制度改正等に伴う対応を実施してほしい事項としては、パッケージ採用に関わらず、診療報酬改定及び薬価改定に伴うシステム改修となります。
21	調達仕様書（案）	4-12	4. 11. 2	(オ) □ロジェクト参画メンバー以外のものによる品質レビューを定期的を実施すること。	【意見・質問】 品質管理責任者（または品質管理責任者の部署の者）と認識しておりますが、相違ないでしょうか。 【意図】 品質管理責任者と別の定義となる場合、別メンバーの体制確保が必要となり、体制コストに影響するため。	ご認識の通りです。
22	調達仕様書（案）	4-13	4. 14保守事業者への引継ぎ	また、履行期間満了までの期間において、次期アプリケーション保守事業者からの問合せに対応すること。	次期保守事業者の調達はR9/4以降となっておりますが、どの期間で引継ぎを想定しているものでしょうか？	次期保守事業者の調達はR9.1以降を想定しているため、R9.3までの3か月間で引継ぎを実施いただく想定です。 調達の実施時期については、記載を修正いたします。
23	調達仕様書（案）	4-14	4. 18	表4. 18-1 納入成果物及び完成時期	委託要領2 (14)にて、協会に納品する記録（磁気）媒体は、1回だけ書き込みが可能な媒体（未使用のCD-R、DVD-Rに限る。）を使用する旨の記載がありますが、紙の納品は不要である認識で相違ないでしょうか。	紙媒体での納品物が1部必要となるため、記載を修正いたします。
24	調達仕様書（案）	4-15	4. 18	表 4. 18-1納入成果物及び完成時期 詳細設計書 アプリケーションに係るジョブ及びスクリプト等の設計情報を記載したもの。	【意見・質問】 運用設計が完了する前にジョブ設計を実施することは難しいと考えます。 No.2と関連しますが、運用設計等の時期を明確にして頂けますようお願いします。 また、上記のとおり運用設計と強く関連する事項と考えており、運用設計書の一部と捉えておりますが、相違ないでしょうか。相違なければジョブについては当該項目から削除をお願いします。	ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。
25	調達仕様書（案）	4-15	4. 18	表 4. 18-1納入成果物及び完成時期 単体テスト仕様書 本アプリケーションの基本設計書、詳細設計書、単体テスト計画書等の各種文書に基づきテスト項目又はテストシナリオを記述したもの。	【意見・質問】 要件定義書のV字モデルからは、単体テスト仕様書に基本設計書の要素は入らないものと考えます。 記載内容から基本設計書を削除して頂けますでしょうか。	ご指摘を踏まえ、記載を修正いたします。
26	調達仕様書（案）	4-15	表 4. 18 1納入成果物及び完成時期	4. 基盤に係る要件一覧	納品期日が2023年11月末となっておりますが、パッケージ導入を想定した期日でしょうか？ スクラッチ開発の場合、要件確認期間も踏まえると、期日が厳しいものと考えます。	スクラッチ開発の場合でも同様のスケジュールを想定しております。なお、基盤要件の提示は12月中旬とする予定です。
27	調達仕様書（案）	4-19	4. 18	表 4. 18-1納入成果物及び完成時期 No. 47 保守作業報告書	【意見・質問】 保守作業報告書については、サービスイン後の保守が始まってから月次で提出する納品物になると考えております。起点が明確になっていないため、起点の記載をお願いいたします。 【修正案】 サービスイン後より月次	ご認識の通りです。 ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。
28	調達仕様書（案） 要件定義書（案） 別添3_関係事業者の役割分担	全体	全体	基盤事業者	【意見・質問】 「基盤事業者」が意味するところは、現在の記載ですと ・健保基盤中期更改事業者 ・船員保険システム基盤構築事業者 のいずれかを指し示すものとして使われていると推察しております。調整先や役務を明確にするため、「基盤事業者」の記載はいずれの基盤事業者を指し示すものか記載を分けていただけないでしょうか。 【背景】 運用監視機能やジョブ管理機能の設計・利用（テストガイド等）については健保基盤中期更改事業者、通信要件等については船員保険システム基盤構築事業者、など利用する機能によって調整先は両基盤事業者が存在していると推察しています。調整先が複数になる場合、構築やテストのための調整工数も増えてくるため、明確に記載いただきたいと考えています。 【修正案】 基盤事業者を「健保基盤中期更改事業者」と「船員保険システム基盤構築事業者」にわけて記載をする。「別添3_関係事業者の役割分担」も同様となります。	ご認識の通り、「基盤導入事業者」は健康保険の基盤中期更改を担当する事業者と、次期船員保険システムの基盤を構築する事業者のいずれかを指しております。 ただし、両基盤事業者の役割分担は一部調整中であり、またアプリ事業者の役割分担に影響はないため、「基盤導入事業者」の記載のままとします。

No	仕様書 ・ 委託要領	ページ	該当項目	該当文章	意見・質問等内容	回答内容
29	調達仕様書（案）	－	－	－	現行システムの仕様確認を現行船保AP保守事業者に問合せすることは可能でしょうか。	質問がある場合には、協会または次期船員保険システムの工程管理等支援事業者に問合せをお願いいたします。必要に応じて現行船保AP保守事業者へ協会・次期船員保険システムの工程管理支援等事業者から問い合わせを行います。
30	調達仕様書（案）	－	－	－	次期システム開発期間中に発生した現行システムの不具合の情報は、随時提供していただけたと考えてよろしいでしょうか。	可能な範囲で提供することを予定しています。 提供タイミングは別途検討いたします。
31	調達仕様書（案）	－	－	－	要件確認・基本設計の工程で、現行船員保険システムの設計書、ソースコード、給付額計算用のツール類、本番データ（マスク加工したもの）をご提供いただくことは可能でしょうか。	協会に著作権のあるものは提供・閲覧可とすることを検討します。
32	要件定義書（案）	2-2	2.2.1 基本事項	(2) 画面サイズ ・横スクロールすることなく表示できること。	機能要件上、検索結果を一覧表示する要件（20件表示など）が多くあり、かつ表示対象項目も多いと見受けられます。 横スクロールを禁止すると1明細を複数行表示となり逆に視認性が損なわれる可能性があるため、必要に応じてスクロール可とする方がよいと考えます。	ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。
33	要件定義書（案）	2-3	2.4 情報・データに関する事項	現行システムの情報・データは、「別紙2-3-1 テーブル一覧（参考資料）」を参照すること。	別紙「別紙2-3-2 テーブル一覧（参考資料）_保健事業_機密性2.xlsx」の各シート・E列「現状のデータ容量」の単位をご教示ください。	単位はMBとなります。 ご指摘を踏まえ、記載を修正いたします。
34	要件定義書（案）	2-3	2.3.1 (2)	帳票サイズ ・基本的には「別紙2-2-1 帳票一覧（案）」に示すサイズに従うこと。ただし、法令等の定めのある場合は、これに従うこと。	提示された別紙2-2-1には帳票サイズの記載がありませんでしたので「A3」等の明記を頂きますようお願いします。	ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。
35	要件定義書（案）	3-2	3.2.1 情報システムの構成に関する全体の方針	表 3.2.1.1 システムの構成に関する全体の方針 2 アプリケーションプログラムの設計方針 本システムでは、ソフトウェア製品を活用し、アプリケーションプログラムの作り込みは処理特性や性能、保守性に効果的と判断される部分等、必要最小限とする。	「ソフトウェア製品の活用」とは既成パッケージソフトのことを指し、次期船員保険はパッケージソフトの導入＋カスタマイズで対応する設計方針という理解でよろしいでしょうか？	本記載における「ソフトウェア製品」はパッケージソフトを指しておりますが、次期船保システムではパッケージソフトの利用が必須ではございません。ご意見を踏まえ、記載内容を修正いたします。
36	要件定義書（案）	3-5	3.3.3	3.3.3 処理件数 本システムの処理件数の参考とするため、現行システムにおけるアクセス数を「別紙3 現行システムのアクセス数」に示す。また、参考値となるが、メニュー画面やマスタ画面を含む現行システムのアプリケーションの画面数は136画面である。	【意見・質問】 基盤事業者へソフトウェア構成・ハードウェア構成の要件を提示をするために必要な情報となりますので、「基盤要件提示」期間の前までに以下次期システムでの想定をご教示いただけますでしょうか。 ・一日あたりの帳票印刷枚数(ページ数)の平均値、最大値 ・帳票の作成・印刷・一覧確認をする想定同時リクエスト数 ・1帳票あたりの想定平均ページ数 【意図】 帳票処理に必要な要件を基盤事業者へ提示するにあたり、帳票ソフトウェアの必要ライセンス数・サーバー構成に影響するため。	・一日あたりの帳票印刷枚数(ページ数)の平均値、最大値 帳票印刷枚数の集計をしていないため、業務ごとの申請書の受付件数を本質問への回答として別紙をご提供いたします。申請書の受付件数から帳票の概算値（最大値）は試算可能かと考えます。 ・帳票の作成・印刷・一覧確認をする想定同時リクエスト数 想定される最大の同時リクエスト数は、要件定義書の「3.3.4 利用者数」記載の船員保険部管理グループおよび給付グループの合計となるため、38人となります。 ・1帳票あたりの想定平均ページ数 複数ページに及ぶ帳票もございますが、1ページの帳票が大半となります。帳票のページ数につきましては受託後に提示いたします。
37	要件定義書（案）	3-5 3-19	3.3.2 3.11.1	また、災対環境及び保守環境は、それぞれ本番環境と同じ構成とすることを想定している。（開発・単体テスト環境は除く）。 表 3.11.1 1環境一覧 項番2 保守環境 ・冗長性については必要最低限とする。	【意見・質問】 本番環境と同じ構成とするとの記載がございますが、一方で冗長性は必要最低限とするとの記載がございます。本番環境と同じ構成が必要最低限と捉え、本番環境が冗長性を有している場合は保守環境も冗長性を有することが必要と捉えればよいでしょうか。	ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。 なお、本番環境が冗長性を有している場合においても、保守環境は必ずしも冗長構成とする必要はございません。保守作業等を実施する上で必要最低限の構成であれば問題ございません。
38	要件定義書（案）	3-5～3-6	3.3.4 利用者数 表3.3.4-1 ユーザー種別と利用者数	平常時における同時ログオン数は船員保険管理グループ、船員保険企画グループ、船員保険給付グループ及び本部経理グループの63人、最大同時ログオン数は船員保険管理グループ、船員保険企画グループ、船員保険給付グループ及び本部経理グループに加え一部支部の78人となる想定である。 ※内容点検用の利用者数については、船員保険システムの支部における利用方針を現在検討中のため、R5.1現在の点検員（医科・歯科の合計）の数である約600名を仮置き…	支部の端末15台にて約600名（仮置き）の職員様が、本システムを利用される想定でよろしいでしょうか。 また、具体的にどの支部を想定されていますでしょうか。主として船員保険部様で日々業務をされていると認識していますが、支部で実施している船員保険に関する業務はございますでしょうか。支部で実施している船員保険業務の具体的な発生頻度も含めてご教示ください。	内容点検については、支部の点検員が実施する想定であり、意見招請時点においては点検員の総数である600人と仮置きしておりました。具体的な人数については検討中であり、最大でも50人とする想定です。一方、端末数（支部）の15台に関しては、船員保険の加入者からの問い合わせ対応（情報照会）用の端末の台数として記載していました。上記については、記載方法について見直しをします。 ＜参考：現在、船員保険の情報照会を行っている支部＞ 北海道、宮城、神奈川、岐阜、愛知、大阪、兵庫、島根、岡山、愛媛、福岡、長崎支部 ※発生頻度は1,2回/月
39	要件定義書（案）	3-6	3.3.4	表 3.3.4-1 ユーザー種別と利用者数 船員保険部支部グループ（災害対策用）	【意見・質問】 「船員保険部支部グループ（災害対策用）」は、「船員保険部支部グループ」、「本部経理グループ」と同一ユーザーとなりますでしょうか。 【背景】 OSやミドルウェアなどのライセンス数の検討、アプリ利用者数と業務内容に合わせた画面仕様や画面統合対象の検討で参考とするため。	「船員保険部支部グループ（災害対策用）」は災害発生時に船員保険部の拠点以外で船員保険システムを利用する際のアカウントを想定しております。（現行システムでは25アカウント） 「船員保険部支部グループ」、「本部経理グループ」は通常時に船員保険部の拠点以外で船員保険部以外の職員が利用することを想定しているため、異なるアカウント（ユーザー）です。

No	仕様書 ・ 委託要領	ページ	該当項目	該当文章	意見・質問等内容	回答内容
40	要件定義書（案）	3-6	3.3.4 表 3.3.4-1	船員保険支部グループ（内容点検用）	【意見・質問】 内容点検用ユーザとは「どのような作業を行うユーザ」なのでしょうか。 また「他のグループに含めず分離した意図は何」でしょうか。 【背景】 OSやミドルウェアなどのSWライセンスの増加や、アクセス数に応じてリソースを増やす検討が必要となり、コストが上がる可能性があるため。	内容点検用ユーザーとはレセプトの内容を点検する職員を指しております。当該ユーザーはその他の業務を実施する想定がないため、別記載しております。
41	要件定義書（案）	3-6	3.4.1	表 3.4.1 1応答時間 項番1 オンライン処理	【意見・質問】 仮想PCや認証認可機能、負荷分散機能等、他事業者が提供する機能と連携するため、船員保険システムのみで目標達成することは困難な理解です。 船員保険システム（船員保険システム基盤含む）内で、性能面のボトルネックとはならないよう基盤要件を提示し、実装することと理解しましたが、認識に相違ありませんでしょうか。	ご認識の通りです。
42	要件定義書（案）	3-6	3.4.1 応答時間	表 3.4.1 1応答時間 1团ンライン処理 職員が使用するシステムにおける即時応答型の処理性能目標値については、端末応答時間が通常時で3秒以内とすること。	機能要件上、一覧表示や一括作成、一括印刷などの要件が多くあり、処理性能目標を達成するために多くの工数が必要となる可能性があります。機能の内容に応じて処理性能目標値を設定し、事前にユーザーと合意しておくことが望ましいと考えます。	ご意見として承りました。
43	要件定義書（案）	3-8	3.5.3	・設計時においてセキュリティ・リスクを評価し、外部システムとの連携時等、特にリスクの高いデータの送受信については、暗号化を行うことで漏洩や偽造から保護すること。	【意見・質問】 外部システムとの連携は健康保険システム基盤を介して行うことから、外部システムとの連携する際の通信の暗号化は他事業者役務と考えております。船員保険システムはインターネットにつながらない環境であることから、通信を大きく区分すると、以下の通信になると推察しておりますが、船保AP設計開発事業者として暗号化が必要と想定される通信はありますでしょうか。 ①船員保険システム内 ②船員保険システム⇄健康保険システム基盤 ③船員保険システム⇄マイナンバー管理システム（連携DB） 【意図】 データ送受信の暗号化については、場合によっては基盤事業者側で機器を追加しないと対応できないものも出てくると考えております。基盤要件提示の時期との兼ね合いを見ると、設計時では間に合わないと考えため、要件定義時点で整理されているのが望ましいと考えます。	①から③のいずれの場合においても、通信自体の暗号化は想定しておりません。ただし、③の船員保険システムからマイナンバー管理システム(連携DB)への個人番号の連携時に、次期船員保険アプリケーションによるデータの暗号化が必要です。
44	要件定義書（案）	3-8	3.5.3	3.5.3完全性要件 ・データベースについては、アプリケーション障害時、あるいは、データベースサーバー障害後の復旧時において、適切にトランザクションをロールバックあるいはロールフォワード等による、データベースの整合性を保つ機能を提供すること。	【意見・質問】 平時の障害時のRPO要件をご教示頂けますでしょうか。 【背景】 業務として、障害が発生した際にどの断面でのデータまで復旧できればよいかを確認したいため。 【修正案】 「表 3.9.1-1 継続性に係る目標値」の各設定対象の目標値に以下を追加。 <目標復旧時間> 障害発生時：1営業日以内に復旧 <復旧目標時点> 障害発生時：障害発生直前への復旧を目標とするが、ロールフォワードリカバリが行えない場合には直近のバックアップ取得時点とする。	ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。
45	要件定義書（案）	3-9	3.6.2機能の拡張性	2年に1回行われる診療報酬改定について、柔軟に対応可能な設計とすること。	「2年に1回行われる診療報酬改定」とありますが、これに伴うシステム改修は「3.17.1 保守業務作業」に含まれていますでしょうか。含まれている場合、毎年の薬価改定をはじめ、他に予定している法改正についてご教示ください。また、診療報酬改定以外の改修については、別途お見積りとさせていただく理解でよろしいでしょうか。	診療報酬改定に伴うシステム改修は保守作業に含まれます。また、薬価改定については診療報酬改定に伴うシステム改修に含まれる想定であるため、記載を修正いたします。診療報酬改定・薬価改定以外の要件定義されていない制度改定については別途見積も含めて、対応を調整する想定です。
46	要件定義書（案）	3-9	3.6.2	本システム稼働後に他システムとのインターフェース追加が発生した場合、柔軟に対応すること。	【意見・質問】 左記は本調達の役務ではなく、別調達としての対応と考えております。 文言の削除をお願いします。 【修正案】 本システム稼働後に他システムとのインターフェース追加が発生した場合、別途対応を検討すること。 もしくは該当箇所を削除	ご指摘を踏まえ、記載を修正いたします。
47	要件定義書（案）	3-9	3.7	ソフトウェア（クラウドにより提供されるアプリケーションサービスも含む）のバージョンアップによって、アプリケーションに極力影響を与えない構成とすること。	【意見・質問】 本システムはオンプレミスを前提としている認識です。 クラウドの文言があると誤解が生じる可能性があるため、クラウドの文言削除をお願いします。 【修正案】 ソフトウェアのバージョンアップによって、アプリケーションに極力影響を与えない構成とすること。	ご指摘を踏まえ、記載を修正いたします。
48	要件定義書（案）	3-9	3.7	Webブラウザ及び実行環境（クラウドにより提供されるアプリケーション実行基盤を含む）等のバージョンアップの際、必要な調査及び作業を実施することでバージョンアップに対応できること。	【意見・質問】 本システムはオンプレミスを前提としている認識です。 クラウドの文言があると誤解が生じる可能性があるため、クラウドの文言削除をお願いします。 【修正案】 Webブラウザ及び実行環境等のバージョンアップの際、必要な調査及び作業を実施することでバージョンアップに対応できること。	ご指摘を踏まえ、記載を修正いたします。

No	仕様書 ・ 委託要領	ページ	該当項目	該当文章	意見・質問等内容	回答内容
49	要件定義書（案）	3-9	3. 7	上記製品の将来におけるロードマップが公開されていない場合には、定期的に製品保守期間の情報を確認すること。製品保守の終了時期が発表された際には、製品保守サポートが途切れることのないよう対策を検討し、協会及び基盤導入事業者と協議の上、対応を実施すること。	【意見・質問】 左記の役務は、各ソフトウェアを調達・導入する事業者の保守業務になると認識しております。 基盤事業者から、バージョンアップ情報（時期やバージョン差分情報）を提供してもらい、船保AP設計開発事業者としてはその情報をもとに影響調査や対策を検討するものと推察します。 【意図】 製品保守については調達・導入した事業者が契約するものであるため、保守情報の確認という役務は基盤事業者になるものと考えます。 【修正案】 基盤導入事業者から提供されたバージョンアップに関わるスケジュール、差分情報を確認すること。その情報をもとに影響調査を行い、対策を検討し、協会及び基盤導入事業者と協議の上、対応を実施すること。	ご認識の通りです。 ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。
50	要件定義書（案）	3-9	3. 6. 2機能の拡張性	本システム外のシステムとのデータ連携方式の変更（連携用ソフトウェアや情報形式等）に柔軟に対応すること。本システム稼働後に他システムとのインターフェース追加が発生した場合、柔軟に対応すること。 2年に1回行われる診療報酬改定について、柔軟に対応可能な設計とすること。	「柔軟に」対応可能な設計することの意味が曖昧であり、要件誤認による手戻り等を招くリスクがあるため、認識齟齬が生じない表現に変更いただくことが望ましいと考えます。	ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。
51	要件定義書（案）	3-9	3. 6. 2機能の拡張性	将来的には日本年金機構とファイル連携ソフトウェア等を利用して適用情報のシステム連携を実現する予定であるため、当該機能拡張時のシステム改修を効率的に実施できるような仕組みとすること。	将来発生する可能性がある未確定な仕様変更に対して、事前に「システム改修を効率的に実施できる仕組みを用意すること」を要件とすることは、要件確定の遅延や開発遅延につながるリスクがあると思慮します。「将来的にシステム連携する際、システム改修により実現可能なこと」といった要件が妥当であると考えます。	ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。 また、「将来発生する可能性がある未確定な仕様変更」はR8. 1以降に発生するものを想定しております。
52	要件定義書（案）	3-16	表 3. 10. 2 3データセキュリティ対策一覧 項番7 データベースの暗号化	データベースに格納される加入者の機微な情報に係るデータ項目については、暗号化を行うこと。	現行システムでは、データベース上、加入者様の機微な情報について暗号化されていますでしょうか。 また、暗号化されていない場合、以下についてご教示ください。 ①加入者の機微な情報について、貴会にて機微な情報としてご指定いただける認識でよろしいでしょうか。 ②移行時において、暗号化を行う必要があると考えますが、暗号化を行うことで移行に係る時間に影響があると考えます。システムの移行は、一括切替えとする（3. 13. 2 システム移行 (2) システム移行の方針）と記載されていますが、必要に応じて段階移行及び差分移行も考慮していただくことは可能でしょうか。	①現行システムのデータベースにおいて、データ項目単位での暗号化は実施しておりません。そのため、次期システムにおいても同様の要件とし、ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。ただし、マイナンバー管理システムとの連携時に、個人番号のデータを暗号化した上でデータを連携します。 ②①の回答のとおり、移行時にデータ項目単位の暗号化は不要であるため、システム移行の方針は一括切替えとします。
53	要件定義書（案）	3-16	3. 10. 2	3. 10. 2情報セキュリティ対策要件 表 3. 10. 2 3データセキュリティ対策一覧 暗号化された項目は許可されたプログラムのみに復号権限を与えること。	【意見・質問】 許可されたプログラム、または、ユーザー等で複合できることに緩和して頂けますでしょうか。 【背景】 プログラムのみに複合権限を付与するという要件はzOSを採用すると実現が可能となる認識です。そのため、他のOSを採用した場合でも実現が可能な要件としていただきたい意図となります。	ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。
54	要件定義書（案）	3-16	表 3. 10. 2 3データセキュリティ対策一覧 項番4	4データアクセスに係る認証 （シングルサインオン、ユーザー管理） 利用者がシンククライアント端末において、ユーザー情報及び生体認証情報を利用したログインを実施後、次期船保アプリケーションにログインする際には、再度ユーザー情報及び生体認証情報を入力することなくログイン可能とすること。	例えば「シングルサインオン」のような利便性・操作性向上等の要件については、業務要件から勘案するとサービスイン予定である「2026年1月」に本番リリースが必須な要件では無いと思われます。業務性質上、安全・確実なシステム移行が必須であるため、リスク低減のために段階的なリリース（場合によっては事業者も別）を検討するという選択肢もあると考えます。	2026年1月の一括リリースを想定しているため、現時点で段階的なリリースは想定しておりません。なお、詳細は受託後のシステム移行計画立案時に検討いただければと思います。
55	要件定義書（案）	3-17	3. 10. 2	表 3. 10. 2 5その他セキュリティ対策一覧 項番1 帳票機能に対するセキュリティ 個人情報等が印刷されるものについて、テスト目的等で印刷する場合に、透かし等によりそれが業務で利用するものとは違うことを判別できること。	【意見・質問】 テスト目的の印刷は、職員が実施される作業でしょうか。 サービスイン前のテスト工程では実装をする想定ですが、サービスイン後にも「テスト目的に印刷」が職員として必要な作業かどうかの確認をさせていただきます。 【意図】 テスト工程だけの対応となる場合、移行時にテスト目的の印刷を不要とするようアプリへの作業が必要となると想定しており、移行作業の母数に影響があるため確認となります。	サービスイン前の受入テストで必要な機能であり、サービスイン後は必要ございません。必ずしも透かしが必要なのではなく、ダミーデータを用いるもしくはテスト用オブジェクトが印刷される等、テスト用であることが明らかであれば問題ございません。
56	要件定義書（案）	3-17	3. 10. 2	表 3. 10. 2 6セキュリティ運用要件一覧 2 特権アカウントの払い出し 特権アカウントの払い出しに係る仕組み・運用手順を提供すること。	【意見・質問】 「表 3. 10. 2 2サーバーセキュリティ対策一覧」の「2 認証認可」には「サーバー自身への認証認可については基盤事業者が対応を行う」と記載がありますが、サーバー自身の特権アカウントの払い出しについては基盤導入事業者にて検討、対応を行い、次期船保AP設計開発事業者は船保アプリケーションにログインする際の特権アカウントに対しての検討、対応を行う認識となりますが、認識の齟齬はございますでしょうか。	ご認識の通りです。
57	要件定義書（案）	3-17	表 3. 10. 2 5その他セキュリティ対策一覧	個人情報等が印刷されるものについて、テスト目的等で印刷する場合に、透かし等によりそれが業務で利用するものとは違うことを判別できること。	テスト目的で個人情報等を印刷するケースは、どの工程を想定されているのでしょうか？ また、テスト目的で印刷する場合は、テスト用の用紙を使用することで、業務で利用するものと判別するといった対応は可能なものでしょうか？	受入テストでの対応を想定しております。テスト用の用紙等、テスト用であることが明確であれば問題ございません。
58	要件定義書（案）	3-17	表 3. 10. 2 6セキュリティ運用要件一覧	3脆弱性診断 システムテスト終了後に、セキュリティ診断を行うこと。また、外部の専門機関等から擬似的な攻撃を仕掛ける等の対応を含めて協会と協議を行うこと。なお脆弱性診断は別途調達予定である。	調達仕様書のシステムテストには脆弱性診断の記載しかありませんが、セキュリティ診断と脆弱性診断は同一のものを指していますでしょうか？もし異なる場合は、セキュリティ診断はAP設計開発事業者が実施、脆弱性診断は外部調達ということでしょうか？	セキュリティ診断は次期船保AP設計開発事業者が実施し、脆弱性診断は別途協会が調達する想定です。ご意見を踏まえ、記載内容を修正いたします。
59	要件定義書（案）	3-24	3. 12. 4	表 3. 12. 4 1テストに関する要件 1 単体テスト システム基盤・機器が正しく設定、動作することを確認すること。 基盤事象者	【意見・質問】 ミドルウェアの設定は次期船保AP設計開発事業者が行うものと認識しておりますので、MWの単体テストを実施については、船保AP設計開発事業者も役務に入ると認識しております。 なお、役務範囲としては、インストールパスなどインストール時に設定した項目は基盤導入事業者にて単体テストを実施し、その他の設定値については次期船保AP設計開発事業者が単体テストを実施する認識となります。	ご認識の通りです。

No	仕様書 ・ 委託要領	ページ	該当項目	該当文章	意見・質問等内容	回答内容
60	要件定義書（案）	3-25	3. 12. 4	表 3. 12. 4 1テストに関する要件 2 結合テスト 外部連携(疎通) 基盤導入事業者が疑似データを作成。	【意見・質問】 データ準備については船保AP設計開発事業者の役割とを考えます。 そのため、データ準備については下記の方針にて実施をさせていただきたいと考えております。 ・ 船員保険システムからの送信 船保AP設計開発事業者が準備 ・ 船員保険システムからの受信 可能な限り対向システムにてテストデータ（ファイル）を準備いただく 【背景】 システムテスト実施時にインターフェース関連の不備が発生することさけるため、船保AP設計開発事業者が認識しているデータで疎通確認を実施すべきと考えます。この工程で対向システム側の対応が困難な場合、システムテスト工程の外部連携（機能連携）の実施前に、対向システムで作成したテストデータを用いた連携をテストすべきと考えます。	ご指摘を踏まえ、記載を修正いたします。
61	要件定義書（案）	3-26	3. 12. 4	3. 12. 4 ④スト工程 ②結合テスト (イ)船AP—基盤 必要な機器（端末・プリンター等を想定）	【意見・質問】 帳票に印字するバーコードが読み取れるか試験を実施するためのバーコードリーダーが必要になると考えております。バーコードリーダーについても貴会にて準備いただける認識でよいでしょうか。	本受託者がバーコードリーダーを用意する必要はありません。
62	要件定義書（案）	3-32	3. 13. 2	3. 13. 2 ②システム移行 表 3. 13. 2-1 移行関連作業（案）、チェックポイントの説明 タスク案(順不同)	【意見・質問】 「表 3. 13. 2-1 移行関連作業（案）、チェックポイントの説明」に記載されているタスク案について、役割を明確にして頂けますでしょうか。 【背景】 データ移行以外の役割分担が不明瞭なため確認となります。	ご意見として承りました。
63	要件定義書（案）	3-32	3. 13. 2 ②システム移行	(2) ②システム移行の方式 十分にシステム移行の安全性を高めた上で、全機能を一斉に 切替える方式とすること。	基盤環境、およびアプリケーションリソースなど、事前に環境設定（本番移行）可能なものもあると認識しております。事前移行可能なものと業務切替直前に移行が必須なものを切り分け、段階的に移行することでリスク低減につながるものと考えます。	ご意見として承りました。
64	要件定義書（案）	3-34	3. 13. 3 (1)	現行システムからのデータ抽出	【意見・質問】 「データ抽出」には「現行システム観点でのデータ整合性確認」も含んでいる認識です。 整合性確認を含む旨を記載して頂けないでしょうか。 【意図】 現行システムから抽出したデータの整合性を担保するのは、現行システム保守事業者しかできないものと考えますので、役務として明確にするため記載をお願いします。 【修正案】 現行システムからのデータ抽出および整合性確認	ご意見として承りました。
65	要件定義書（案）	3-34	3. 13. 3	3. 13. 3 ③データ移行 (1) ①役割分担 ・ 電子化移行データのクレンジング（仕様の確定・指示） 主担当：協会 移行データのクレンジング（実施） 主担当：次期船保AP設計開発事業者	【意見・質問】 ACCESSデータをデータベースに取り込む要件の役割について、データのエクスポートは貴会にて実施することは可能となりますでしょうか。 船保AP設計開発事業者にて実施する場合、ACCESSのライセンスの購入が必要となることが考えられますが、基盤事業者に要件として提示し、基盤事業者が調達する認識で正しいでしょうか。 【背景】 要件定義書P. 4-8に以下の記載があるため、移行に必要なリソースとして、必要に応じてライセンス類の調達も要件一覧に記載する想定でありますが、想定として問題ないかの確認となります。 4. 7. 11移行用データの変換・加工 現行船保AP保守事業者が現行システムから抽出した移行対象データを次期船員保険システムに移行するための変換・加工を行うこと。また、移行作業に必要な一時的なリソースを検討・算出し、基盤に係る要件一覧に含めること。	ご認識の通りです。 データのエクスポートは協会もしくは現行事業者で実施いたします。
66	要件定義書（案）	3-35	3. 13. 3 (5)	現行システムから移行する業務データのクレンジング（重複データや表記ゆれ等の修正作業）が必要となる場合には、業務データの主管である協会と仕様の確定を行い、協会の指示のもと、クレンジング作業を実施すること。	【意見・質問】 データクレンジング作業で確定する「仕様」には「修正元と修正先が共に明記される」と理解しています。 【修正案】 「仕様の確定（修正前と修正後を記載）」との明記をお願いいたします。	ご意見として承りました。
67	要件定義書（案） 別紙4_関係事業者の役割分担概要	3-40 P. 1	3. 16. 5 -	表 3. 16. 5 1運用管理方針一覧 通常時運用のマニュアルには、通常時の運用（起動・停止等）に係る操作及び機能についての説明を記載すること。 MW（AP系） → 運用工程	【意見・質問】 AP動作に必要なDB等のミドルウェアの起動・停止については船員保険システム基盤構築事業者の役務と想定しておりますが、「別紙4_関係事業者の役割分担概要」でMW（AP系）の運用工程を確認すると、基盤導入事業者での対応が記載されておられません。 運用マニュアルを作成するにあたり、健保基盤中期更改事業者、船員保険システム基盤構築事業者、船保AP設計開発事業者の役割を明確にして頂けますでしょうか。 【背景】 OS、船員保険システム基盤構築事業者で調達をしたミドルウェアの起動・停止については船員保険システム基盤構築事業者の役務と想定しておりますが、認識齟齬を減らした意図となります。 【修正案】 「別紙4_関係事業者の役割分担概要」の下記箇所に基盤事業者の色も追加する。 MW（AP系） → 運用工程	ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。

No	仕様書 ・ 委託要領	ページ	該当項目	該当文章	意見・質問等内容	回答内容
68	要件定義書（案）	3-41	3. 17. 1	表 3. 17. 1-1 #4 ③情報システムの定期点検状況	【意見・質問】 アプリケーションにおける「情報システムの定期点検状況」とはどのような役務を指しますでしょうか。 【背景】 基盤事業者においては、故障や性能低下を予防するため、HW製品を定期的に点検したり機器のクリーニングを実施するような役務になる想定ですが、アプリケーションにおける役務を確認するため。	ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。
69	要件定義書（案）	3-41	3. 17. 1保守業務作業	3問い合わせ対応 協会の業務時間帯に問い合わせへの対応が可能な保守契約とすること。	協会の業務時間帯とは、オンライン利用可能時間帯（平日7:00～19:00）と同一でしょうか？ 業務延長された場合も問い合わせ対応可能な体制とすることが要求されるのでしょうか？	協会の業務時間帯は8:30-17:15であり、オンライン利用時間帯とは異なるため、記載を修正いたします。 また、オンライン利用時間を延長した場合も問合せ対応が必要となります。参考情報として、オンライン利用時間の延長は過去5年間発生しておりません。
70	要件定義書（案）	3-43	3. 17. 1	(1)アプリケーションプログラム保守作業 表 3. 17. 1 2アプリケーションプログラム保守作業 項番5 適用作業 原則として、リリース管理システムを使用し、各環境に展開する	【意見・質問】 リリース管理システムは、他事業者が作成したものを使用することになりますでしょうか。 リリース管理システムを使用するために、船保AP設計開発事業者として設計やテストなど、役務として実施すべき事柄があれば記載をお願いします。	ご認識の通りです。AP事業者としてのテストは想定しておりません。具体的には「別紙6 基盤機能一覧案」に記載のとおり、基盤導入事業者がSubversionのリポジトリを準備し、次期船保AP設計開発事業者がアプリケーション資源を格納することとします。なお、Jenkinsの利用は任意です。
71	委託要領	-	-	-	【意見・質問】 委託要領に記載されるべきか不明確ではありますが委託要領への意見として記載します。 保守作業における体制について、障害発生時の24時間365日受付は要件定義書で記載されている通りかと認識しておりますが、オンサイト体制（緊急時に速やかに運用監視センターに駆け付けが可能な場所での体制）の要不要の明記が見受けられません。オンライン利用可能時間（平日7:00～19:00）は当該の体制が必要と推察しますが、保守体制の見積もりに影響するため、必須であれば要件として明記お願いいたします。 【修正案】 委託要領、調達仕様書、要件定義書のいずれかに保守のオンサイト時間を明記する。 例：オンライン利用可能時間帯（平日7:00～19:00）は原則、障害発生等の緊急時に速やかに運用監視センターに駆け付けが可能な場所で保守作業を実施すること。 調達仕様書、要件定義書の場合は下記の項目に記載されるものと考えております。 ・調達仕様書「4. 10 保守関連作業」 ・要件定義書「3. 17 保守に関する事項」(1)アプリケーションプログラム保守作業	ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。
72	別紙1-2_新業務フロー（案）	25	01_20-21	-	【意見・質問】 決裁が「データ連携（バッチ処理等）」で表記されています。 これは、管理者の決裁操作が「画面処理ではなく、バッチ処理などで自動処理される」という意味にも読み取れます。ここで伝えたかったのは「管理者が決裁画面で決裁操作すると、後続のバッチ処理などが操作不要でデータ連携する」という意味でしょうか。 この場合、現状の記載から読み解くのは困難ですので、記載を変更頂けないでしょうか。	ご認識の通りです。 機能要件一覧の機能種別にて要件内容ごとに明記しておりますので、ご確認をお願いいたします。
73	別紙1-2_新業務フロー（案）	26	01_22-24	-	【意見・質問】 先行業務フローの記載が見当たりません。 これは、先行する業務フローは無い、という理解で良いでしょうか。 「存在するが記載を省略する場合がある」という場合、省略されているのと存在しないのを見分ける方法をご教示願います。	ご認識の通り、先行する業務フローはございません。 ご意見いただいている箇所（納付書データ作成業務）は、定時発行分と随時発行分の2種類に分類されます。その内、随時発行分については、各業務の「納付書データ送信」機能で実施する想定であります。 【随時発行分】 「01_05-06_適用情報入力・記号番号通知書発行（強制）資格取得・諸変更」 「01_12_任意継続資格取得」、 「01_14_任意継続資格取得 諸変更」 「01_36_介護保険適用除外の該当・不該当」 したがいまして、「01_22-24_納付書データ出力・納付書データ出力（前納）・納付書発送」業務で納付書データの作成対象となるのは定時発行分のみとなり、先行する業務フローはございません。 また「存在するが記載を省略する」等の整理はしておらず、必要な業務については、全て定義しております。
74	別紙1-2_新業務フロー（案）	27	01_25	-	【意見・質問】 納付書データ送信先を表す、スライド左端のアクター（関係者や関連システム）の記載がありません。 ここは「間接システム」という理解で良いでしょうか。送信先を記載頂けないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、記載を修正いたします。
75	別紙1-2_新業務フロー（案）	37	01_35	「01_22-23_任継 保険料還付」フローへ	【意見・質問】 後続業務フローの番号が間違っているかと思います(01_22-23ではなくて01_20-21) 全般的に先行業務フローと後続業務フローの番号記載の誤りが多く見受けられますので、修正をお願いいたします。	ご指摘を踏まえ、記載を修正いたします。
76	別紙1-2_新業務フロー（案）	90	03_01	支給金額の計算	【意見・質問】 業務フロー上、「支給金額の計算」がシステム作業として記載されていますが、「別紙2-1_機能要件一覧（案）」上、当該機能の記載がないように思われます。 機能要件一覧が正しく、支給金額の計算はシステムによる自動計算ではなく、手作業として行う認識でよろしいでしょうか。	ご指摘の通り、「03_01_行方不明手当金」業務における支給金額の計算はシステム外作業ですので、記載を修正いたします。

No	仕様書 ・ 委託要領	ページ	該当項目	該当文章	意見・質問等内容	回答内容
77	別紙1-2_新業務フロー（案）	全体	全体	-	【意見・質問】 「記号番号照会依頼」「記号番号照会結果」がマイナンバーカード対応に伴い各業務の受付登録機能に必要な認識です。 適用・徴収の範囲ですと以下に記載がありませんが、こちらも必要でしょうか。 01_30 納付証明書発行、01_36 介護保険適用除外の該当・不該当、01_37 資格証明書発行	「01_30 納付証明書発行」、「01_36 介護保険適用除外の該当・不該当」および「01_37 資格証明書発行」については、システムでの受付機能がないため左記の機能は不要となります。
78	別紙2-1_機能要件一覧（案）	機能要件一覧（案）	全体	-	【意見・修正案】 各機能に「公金受取口座」に関する記載が67件追加され、内53件の備考に「電子申請対応に伴う〇〇」の記載がございます。 「公金受取口座」に関する変更は「電子申請対応」ではなく「公金受取口座登録制度対応」ではないでしょうか。 要件定義書のp1-1の下半分の記載の方が適切となっている認識です。	ご指摘の通り、公金受取口座登録制度に伴う対応となります。 なお、備考欄の記載に関しては削除いたします。
79	別紙2-1_機能要件一覧（案）	機能要件一覧（案）	「要件内容」欄	「自動計算」	【質問】 各種の「自動計算」の記載についてですが、既に記載されている計算式や一般的な考え方として記載されているもの（傷病手当金日額など）以外で、現行船員保険システムで独自計算しているものがあれば、職務上現金給付、年金給付と同様に、「別紙2-1-1_職務上現金給付_申請内容の入力に係る入力・表示項目_機密性2」といったような計算式が明記されている資料をご提供頂けますでしょうか。 【意図】 計算式がブラックボックスのものがあれば、内容によりシステム構築工数激増の可能性があります。	機能に自動計算があるものの内、計算式が不明瞭であった以下2点につきましては、要件定義書の最終化にあたり追記いたします。 「02_02_療養費（立替払）_支給金額の計算」 「02_06_傷病手当金_申請内容入力・補正」
80	別紙2-1_機能要件一覧（案）	機能要件一覧（案）	01_20-21	-	【意見・質問】 対象者抽出直後の確認と決裁が「手作業」となっております。 これは、還付対象者の抽出結果をCSV出力して「確認」と「決裁」するのでシステム化対象外としている、という理解で良いでしょうか。 【意図】 この場合、次期船員保険アプリの処理ステータス管理から外れますので、確認と決裁の記録も残せません。 また、確認や決裁が完了する前に後続の「還付請求書」を作成してしまってもシステムで制限をかけることはできません。 上記想定で正しい場合、アプリが処理ステータスの管理と監視ができず証拠を残さなくて良い旨を明記頂けますでしょうか。 【追加の対象範囲】 適用・徴収ではその他の手作業での確認と決裁が「01_29 被扶養者調書」と「01_39 資格確認書更新勧奨」にもございます。こちらも「01_20-21 任継保険料還付」同様と理解して良いでしょうか。 ここに記載していない、その他の業務についても同様でしょうか。	ご認識の通り、CSV出力された還付対象者の確認および決裁をシステム外で実施する想定です。そのため、確認・決裁の実施の有無をシステムで記録・確認することしません。 なお、証拠を残さないの要件への明記については、ご意見として承ります。 また、「01_29 被扶養者調書」および「01_39 資格確認書更新勧奨」につきましても、同様にシステム外でのステータス管理を想定しております。
81	別紙2-1_機能要件一覧（案）	機能要件一覧（案）	01_20-21	-	【意見・質問】 決裁対象の「審査区分」の記載があり「審査区分」に従い「業務フロー」にない分岐（「時効」または「取下」）の記載がございます。 こちらの記載は業務フローにはありませんが、追記頂けますでしょうか。 業務フローへの記載が不要な場合、その理由を追記頂けますでしょうか。	「決裁」機能にて「審査区分」で「適用」以外を選択した場合、「還付対象者抽出」機能の抽出対象外とし、処理ステータスを変更させることで業務終了となります。したがいまして、その後他の作業に進むわけではないため、業務フローで分岐させておりません。
82	別紙2-1_機能要件一覧（案）	機能要件一覧（案）	02-01	以下の項目を入力できること。また、受付対応者を画面上に登録・表示できること。(職員番号と紐付けて自動的に登録すること) ・対象者候補表示ボタン（記号番号が未登録であり、マイナンバーの登録がある場合にボタンを押下することでマイナンバー管理システムに照会を行い抽出された対象者候補を表示し、対象者の選択ができること。また、対象者を選択した場合は記号番号に反映させること。）	【意見・質問】 対象者候補表示ボタン押下後、即時に対象者候補（マイナンバー管理システムへの照会結果）を表示する必要がある認識ですが、「別紙2-4-1_インターフェース一覧（案）_機密性2」上、マイナンバー管理システムへの記号番号情報照会依頼及び記号番号情報照会結果の連携頻度は「日次」になっています。 対象者候補を即時に表示するには、連携頻度を「随時」としていただく必要があるかと存じます。	誤記となりますので、ご指摘を踏まえ、記載を修正いたします。
83	別紙2-1_機能要件一覧（案）	機能要件一覧（案）	04-17	処理ステータス「審査待」又は「差戻」の申請に対し、「申請内容入力」及び「支給金額の計算」で入力した内容について審査完了登録ができること。	【意見・質問】 「支給金額の計算」と記載がありますが、「04-17 障害年金差額一時金」には支給金額の計算機能がございません。正しくは以下文言の認識でよろしいでしょうか。 処理ステータス「審査待」又は「差戻」の申請に対し、「申請内容入力」で入力した内容について審査完了登録ができること。	誤記となりますので、ご指摘の通り、記載を修正いたします。
84	別紙2-1_機能要件一覧（案）	機能要件一覧（案）	10-14	ホームページに掲載し公表している船員保険の年次の各種統計情報をEXCEL形式で作成できること。（詳細は、別紙「帳票一覧（別紙）_統計帳票_機密性2.xlsx」参照。）	【質問】 ホームページの事業年報に掲載されているPDFはシステム化対象外の認識で間違いないでしょうか。 【背景】 PDFは、ボリュームが大きく（230ページ程度）見積もりに影響するため。	ご認識の通りです。 事業年報のPDF化はシステム外で実施予定です。
85	別紙2-1_機能要件一覧（案）	機能要件一覧（案）	11_04	資格重複確認	【意見・質問】 左記機能は、「別紙2-1_機能要件一覧（案）_機密性2」には記載されておりますが、「別紙1-2_新業務フロー（案）_機密性2」には記載がございません。 当該機能の実装は必要でしょうか。もしくは不要でしょうか。 その他「別紙2-1_機能要件一覧（案）_機密性2」と「別紙1-2_新業務フロー（案）_機密性2」とで齟齬がないかご確認頂けないでしょうか。	「資格重複確認」機能の実装は必要となります。 業務フロー上で記載が漏れておりましたので、記載を修正いたします。
86	別紙2-1_機能要件一覧（案）	機能要件一覧（案）	11_13	「管理者のみ、決裁済且つ出力済の帳票を再出力できること。」	【意見・質問】 左記の管理者とは、貴会職員様の特権アカウントをもつユーザー（給付グループ長など）のことを指していますでしょうか。もしくは保守事業者が利用する「管理者アカウント」のことでしょうか。	ご指摘のありました「11_15 帳票の出力」業務を含め、管理者は給付グループ長等の当協会内での役職を有するユーザーを指しております。機能要件の用語集に明記します。

No	仕様書 ・ 委託要領	ページ	該当項目	該当文章	意見・質問等内容	回答内容
87	別紙2-1_機能要件一覧（案）	機能要件一覧 （案）	11-15	中分類 帳票の出力 機能名 帳票の出力 ・処理済の帳票を検索し、一覧で表示の上出力できること。 ・一覧表示した帳票を画面上で確認できるよう、プレビュー表示できること。 ・管理者のみ、決裁済且つ出力済の帳票を再出力できること。 ・一覧で表示した帳票を選択し一括又は個別に出力できること。	【意見・質問】 左記の一覧表示・再出力についての要件確認となります。 ・アプリケーション画面から帳票の一覧表示および再出力する処理は、帳票作成から一定期間に限定 ・その期間を超えた帳票は管理者だけが、アプリケーション外から再出力する といった方式で実装を考えております。要件は充足していると考えていますが認識相違ないでしょうか。 なお、期間を超えた帳票はアプリケーション画面の帳票一覧には表示せず、PDFファイル等で保管したものを再出力していただくことを想定しております。PDFファイル等についてはシステム外となるため、印刷回数の表示が必要であれば、別途エクセル等での管理となります。 【意図】 健康保険システムの帳票機能では期間を20日で設けているものと認識しており、同等の運用方法で問題ないかを 確認したい意図となります。また、期間を切らずにデータを保持し続けることは帳票機能のサーバー構成や帳票 データの容量を増大させる要因となり、性能面での問題を発生させるリスクがあることから、詳細な日数は設計 にて定めるものの、このような方針とさせていただきたいと考えています。	ご提案いただきました左記の方式につきまして、アプリケーション内であっても、再出力できる条件が「管理者（＝グループ長等の協会が指定するユーザー）」に限定されるのでしたら、提示しております要件を充足できると考えます。
88	別紙2-2-1_帳票一覧	出力項目整理	納付書 （任意継続） 10-23, 24	○ＣＲ読込部１行目（払込取扱票） ○ＣＲ読込部２行目（払込取扱票）	【意見・質問】 納付書（任意継続と債権共に）「○ＣＲ読込部」があります。（納付書（債権）も同様） これらの番号は収納代行業者からのファイルI/Fで受領できるのでしょうか。	左記の番号は、船員保険側で作成する納付書情報を踏まえて作成するものであり、収納代行業者から受領するデータではございません。 番号の発行体系等については、以下のガイドラインに準じておりますので、ご参考ください。 「標準代金代理収納ガイドライン」 (https://www.gs1jp.org/assets/img/pdf/guideline202203.pdf)
89	別紙2-2-1_帳票一覧	出力項目整理	納付書 （任意継続） 10-27～29	CVS収納用バーコード（払込取扱票） CVS収納用バーコード番号1（払込取扱票） CVS収納用バーコード番号2（払込取扱票）	【意見・質問】 納付書（任意継続と債権共に）「CVS収納用バーコード」とその番号があります。（納付書（債権）も同様） これらの番号とバーコード画像は収納代行業者からのファイルI/Fで受領できるのでしょうか。	左記の番号は、船員保険側で作成する納付書情報を踏まえて作成するものであり、収納代行業者から受領するデータではございません。 番号の発行体系等については、以下のガイドラインに準じておりますので、ご参考ください。 「標準代金代理収納ガイドライン」 (https://www.gs1jp.org/assets/img/pdf/guideline202203.pdf)
90	別紙2-4-1_インターフェース一覧（案）	「インターフェース一覧」	No. 13	連携時の暗号化 OmegaCryptによる	【意見・質問】 暗号化ソフト「OmegaCrypt」は他事業者で調達される認識でよろしいでしょうか。 船保AP設計開発事業者で購入する必要があるものがあれば、明記をお願い致します。	ご認識の通りです。 船保AP事業者として購入するものはございません。
91	別紙4_関係事業者の役割分担概要	1	表	受入テスト バグ対応支援	【意見・質問】 MW（AP系）以下の各レイヤーについても、受入テスト支援としていただきたいと考えております。 【意図】 試験実施前のバックアップ取得作業は基盤導入事業者にて実施する認識となりますので、バグ対応の支援のみではなく、テスト支援として役割を分担していただきたい意図となります。 【修正案】 「バグ対応支援」を「受入テスト支援・バグ対応支援」に修正する。	ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。
92	別紙6_基盤機能一覧案	2	No. 11	No. 11 緊急時情報表示機能（Sorryサーバー） ・Sorryページの作成	【意見・質問】 Sorryページに特別な要件がなければ、健康保険システム基盤で保持している共通のSorryページを使用したいと考えております。健康保険システム基盤の共通Sorryページを使用できない理由はありますか。 【意図】 特別な要件がなければ、上記ページを利用したほうが工数は削減できると考えるため。	次期船員保険システムに共通利用可能なSorryページの有無を確認したうえで、本調達までに調達仕様書一式の該当箇所の記載の修正を検討いたします。
93	別紙6_基盤機能一覧案	全体	No. 2 No. 4 No. 11 No. 14 No. 21 No. 22 No. 23 No. 24 No. 33	No. 2 負荷分散機能 No. 4 認証認可機能 No. 11 緊急時情報表示機能（Sorryサーバー） No. 14 集積ログ（アクセスログ、エラーログ、SQLクエリ等） No. 21 バックアップ管理機能（OS、データ） No. 22 運用監視機能 No. 23 ログ管理機能 No. 24 ジョブ管理機能 No. 33 運用自動化（Ansible） ①の事業者のテストに関する記載について ・テスト結果の確認 ・テストにおける言及がないもの	【意見・質問】 インフラ層における疎通等と異なり、左記の機能は船保AP設計開発事業者として設計を行う範囲が多分に含まれるものと考えております。そのため、テスト自体も設計通りに動作していることを確認するため、船保AP設計開発事業者が実施（基盤事業者の支援や共同実施など含め）するものと想定しておりましたが、異なりますでしょうか。 また、船保AP設計開発事業者として設計した監視項目等についても、基盤事業者がテスト実施することになるのでしょうか（船保AP設計開発事業者にテストの言及がないため）。 【意図】 船保AP設計開発事業者が設計した内容を基盤事業者が主でテストした場合、調整や確認が多数生じる可能性が高く、テスト効率が上がらないと想定されるため。	ご指摘を踏まえ、記載を修正いたします。

No	仕様書 ・ 委託要領	ページ	該当項目	該当文章	意見・質問等内容	回答内容
94	別紙7_ネットワーク概要図案	1	-	※4 保健事業委託事業者のシステムは本番環境のみだが、健康保険システム基盤の本番・災対・保守環境のいずれの環境からも接続可能。	【意見・質問】 要件定義書の以下記載とリンクするものと考えております。 別添1_次期船員保険システムアプリケーション開発等_要件定義書 ページ：3-19 該当項目：3.11.1 表：表 3.11.1-1 項番3 保守環境 ・本システム内の機能間連携及び本システムと連携が発生する外部システムとの連携を検証可能であること。 左記の※4についての記載は、保守環境からテスト・検証が可能となりますか。接続可能であるものの、その他の項目と異なり、何を実施してよいか不明のため確認となります。	保健事業委託事業者の環境は本番環境の1面のみとするものの、次期船員保険システムの本番・災対・保守環境それぞれと連携できるようにする想定です、そのため、次期船員保険システムの保守環境から保健事業委託事業者の本番環境に接続し、テスト・検証を実施可能です。
95	2-1_移行対象・非対象リスト	-	分類パターン②	現行システムのDBに無いデータであるものの、次期システムのDBへ登録が必要なデータ	移行対象となるExcelは、新規テーブルを起こして移行する理解でよろしいでしょうか。また、必要に応じて移行対象となるExcelと次期DBのテーブルとカラムの関連付けは貴会側にて実施していただける理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
96	2-1_移行対象・非対象リスト	-	-	-	移行に関する現行のフォルダ構成及びファイル数について、ご提供いただくことは可能でしょうか。	現時点では移行対象のファイルのご提供はできかねますが、受託後に情報提供予定です。
97	2-1_移行対象・非対象リスト	-	-	-	移行種別②の「現行システムのDBに無いデータであるものの、次期システムのDBへ登録が必要なデータ」に、Excelの記載がありますが、1Excelファイル、1シートの前提との理解でよろしいでしょうか。	移行対象のデータにはシートが複数あるファイルもございます。参考資料として提示しております「移行対象・非対象リスト」のF列にファイルサイズを記載しておりますので、該当箇所をご確認ください。